

令和 3 年度飯田市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進するための方針を定めます。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例によります。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とします。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、市内に所在する次の事業所等です。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号。）に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。以下「障害者雇用推進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（常時労働者として多数継続して雇用している事業主）
- (3) 在宅就業障がい者

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりです。

- (1) 物品
 - ア 農作物
 - イ 食品類（弁当、パン、菓子等）
 - ウ 文具・事務用品（封筒、葉書等）
 - エ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - ア 印刷（名刺、パンフレット等）
 - イ 清掃業務
 - ウ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 調整担当課は、年度ごとに前年度の調達実績や調達予定を勘案のうえ、障がい者就労施設等からの調達の目標を決定し市ホームページ等により公表します。
- (2) 市は、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするた

め、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定随意契約の活用を図ります。

また、物品等の調達に際しては、可能な限り障がい者就労施設等の特性に応じた仕様や納期等の設定に努めます。

- (3) 調整担当課は、市内の障がい者就労施設等の情報を庁内に周知するとともに、障がい者就労施設等からの物品等調達に関する調整に努めます。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針を策定または見直ししたときは、市ホームページ等により公表します。
(2) 調達実績については、翌年度の 6 月末までに市ホームページ等により公表します。

8 調達の目標

調達目標額は、令和 2 年度の調達実績額を上回る額と設定します。

(参考：直近 3 年間実績額 H29：3,589 千円、H30：3,866 千円、R 1：3,801 千円)

9 調整担当課

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ、及び庁内への周知等に関する事務、物品等調達に関する調整については、健康福祉部福祉課障害福祉係が行います。

10 その他

障がい者が直接市民等と接して販売することによる社会参加の機会の拡大を図るため、市有施設での障がい者就労施設による福祉販売を行います。